

お客様各位

株式会社 東洋
TEL075-501-6616

所得税 R4 令和 2 年 (Ver.20.10) のリリース

令和 2 年分の所得税確定申告に対応した所得税 R4 令和 2 年 (Ver.20.10) についてご連絡いたします。

なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 日程 (予定)
3. 電子申告更新用プログラム(e1)の予定
4. システムの主な対応内容 (予定)
5. 主な税制改正の内容
6. 様式の変更内容
7. 連動対象アプリケーション

1. 発行プログラム

システム名	リリース	(データ変換対象)	(保守加入対象)
所得税 R4 令和 2 年	20.10 ※1	19.10 ※2	19.10

※1 E i ボード 20.20 以降がインストールされた環境が必要です。

※2 Ver.19.1 (令和 1 年版) で繰越処理済みのデータは「旧データ」として、データ選択画面に表示されます。データ選択により「データ変換処理」が行われ、本バージョン (Ver.20.10) で使用できるようになります。

2. 日程 (予定)

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2021 年 1 月 20 日 (水)
エプソン会計システム「マイページ」	
CD 送品 (CD オプション契約の方)	2021 年 1 月 28 日 (木) 送品開始

3. 電子申告更新用プログラム(e1)の予定

電子申告 R4 Ver.20.20 とともに、2021年1月27日（水）にダウンロード提供を開始します。

4. システムの主な対応内容（予定）

システムの主な対応内容は以下のとおりです。

4-1. 税制改正および改正に伴う様式変更に対応

「[5. 主な税制改正の内容](#)」「[6. 様式の変更内容](#)」に対応します。

4-2. 準確定申告に対応

申告区分に「準確定」「準確定修正」を追加、「死亡した者の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」の帳票に対応し、準確定申告に対応します。

The screenshot shows the software's main menu on the left and a form on the right. In the menu, item 11 '個人基本情報変更・帳票設定' is highlighted with a red box and a red arrow points to it. In the form, the '申告区分' (Declaration Type) field has radio buttons for '確定' (Final), '修正' (Correction), '更正の請求' (Request for Correction), '準確定' (Provisional Final), and '準確定修正' (Provisional Final Correction). The '準確定' and '準確定修正' options are circled in red. A callout box points to item 28 '死亡した者の確定申告書付表' in the menu, stating: 「準確定」または「準確定修正」のとき、作成することができます。

基本情報[1]		還付金受取方法[2]	税理士情報[3]	帳票設定[4]
コード	2020			
個人番号				
氏名	サンプル 太郎 相続人 サンプル 花子			
フリガナ	サンプル タロウ			
性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女			
生年月日	昭和38年 9月 6日			
申告区分	<input type="radio"/> 確定 <input type="radio"/> 修正 <input type="radio"/> 更正の請求 <input checked="" type="radio"/> 準確定 <input type="radio"/> 準確定修正			
申告種類	<input type="radio"/> 一般日 <input checked="" type="radio"/> 分離 <input type="radio"/> 損失			

■電子申告にも対応します

準確定申告については、電子申告更新用プログラム（e1）で電子申告出力にも対応します。

4-3. 国税納付書に対応

国税納付書の印刷に対応します。

4-4. 申告書第二表への転記内容変更

申告書第二表の「所得の内訳（源泉徴収税）」について、住所も転記するようにします。

▼所得入力

1	▶	源泉入力	給与	住所	東京都新宿区〇〇〇〇
				名称	株式会社 ABC〇〇
				電話番号	03 -1111-1111

▼申告書（第二表）

所得の内訳（源泉徴収税額）			
所得の種類	種目	給与などの支払者の氏名・名称	所得の生ずる場所
給与		株式会社 ABC〇〇	東京都新宿区〇〇〇〇

従来は「名称」のみの転記でしたが、令和2年版では「住所」も転記対象とします。

▼印刷

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	給与などの支払者の氏名・所在地等	収入
給与	給料	株式会社 ABC〇〇 東京都新宿区〇〇〇〇	

印刷では、縦に並んで出力されます。

下図の記載例と同じ形式です。

■確定申告の手引きの記載例に沿った対応です

令和元年分から住所と名称を併記する記載に変更されました。（右図）

所得税 R4 でも、記載例に沿った印刷ができるよう上記対応を行います。

第二表

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	給与などの支払者の氏名・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料	〇〇産業株式会社 〇〇市〇〇町×-×	1,920,500 ^円	40,000 ^円

4-5. 更正の請求書 電子申告出力対応に伴う項目追加

電子申告更新用プログラム（e1）にて、更正の請求書の電子申告出力対応を予定しています。

電子申告対応に伴い、電子申告用の項目を追加します。

▼更正の請求書

業務メニュー		申告書	
閉じる(Esc)	上り(F9)	プレビュー(F11)	ヘルプ(F1)
総合課税 [1]	分離課税 [2]	第一表 [3]	第二表 [4]
第三表 [5]	更正の請求書 [B]		
寄附金控除	12		
合計	13	380,000	380,000

（電子申告用）

更正の請求に対する通知書等の電子交付を希望する

※ 内容を確認するにはマイナンバーカード等の電子証明書による認証が必要です。書面での交付を希望する場合は、チェックを付けないでください。

こちらの項目を追加します。

※すでに更正の請求書の電子申告に対応している、申請・届出書 R4 にもある項目です。

更正の請求書を電子申告した場合は、更正の請求に対する通知書の電子交付を行うことができます。（[e-TaxHP](#)）

■電子申告対応は電子申告更新用プログラム（e1）で行います

更正の請求書の電子申告対応は、電子申告更新用プログラム（e1）で行います。

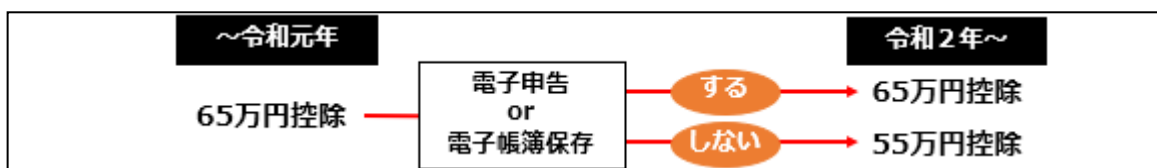
5. 主な税制改正の内容

令和2年分の所得税から適用される税制改正のうち、主なものは以下のとおりです。

5-1. 青色申告特別控除額の変更

令和2年分から、65万円の青色申告特別控除の適用要件に、e-Tax または電子帳簿保存が追加されました。

電子申告（もしくは電子帳簿保存）をすれば、従来通り65万円の控除を受けることができますが、電子申告（もしくは電子帳簿保存）をしない場合は55万円に下がります。



5-2. 基礎控除額の引き上げ（減税）

基礎控除額が10万円引き上げられ、48万円とされました。**減税**


一方、合計所得金額が2,400万円を超える方については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円をこえる場合は基礎控除の適用はできないこととされました。**増税**

合計所得金額	改正前控除額 (令和元年分)	改正後控除額 (令和2年分)	控除の増減	
			増減額	税制
2,400万円以下	一律38万円	48万円	↑ +10万円	減税
2,400万円超 2,450万円以下		32万円	↓ -6万円	増税
2,450万円超 2,500万円以下		16万円	↓ -12万円	
2,500万円超		0円	↓ -38万円	

5-3. 給与所得控除額の引き下げ（増税）

給与所得控除額が引き下げられました。**増税**

また、給与所得控除の上限が、収入 850 万円超（変更前：1,000 万円超）に変更されました。

給与等の収入金額	給与控除額	控除の増減
162.5 万円以下	(改正前) 65 万円 (改正後) 55 万円	 増税 一律 10 万円 給与所得控除が 引き下げられます
162.5 万円超 180 万円以下	(改正前) 収入×40% (改正後) - 10 万円	
180 万円超 360 万円以下	(改正前) 収入×30% + 18 万円 (改正後) + 8 万円	
360 万円超 660 万円以下	(改正前) 収入×20% + 54 万円 (改正後) + 44 万円	
660 万円超 850 万円以下	(改正前) 収入×10% + 120 万円 (改正後) + 110 万円	
850 万円超 1,000 万円以下	(改正前) 収入×10% + 120 万円 (改正後) 195 万円	 増税 10～25 万円 給与所得控除が 引き下げられます
1,000 万円超	(改正前) 220 万円 (改正後) 195 万円	

青色控除

基礎控除

給与控除

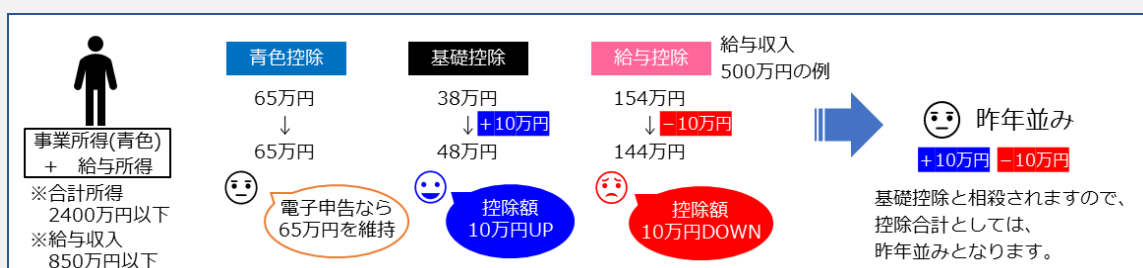
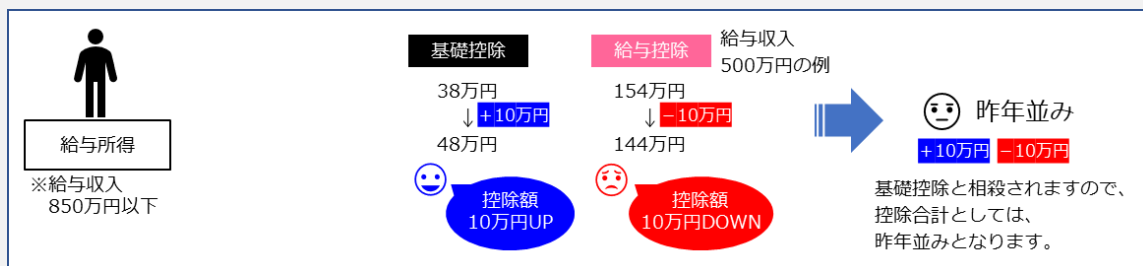
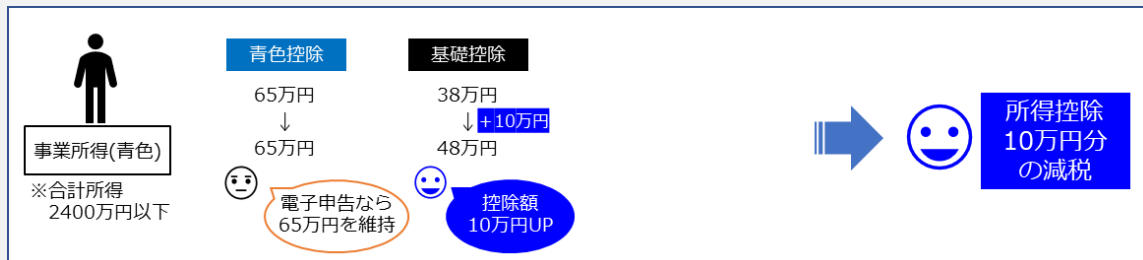
5-1. 青色申告特別控除額の変更

5-2. 基礎控除額の引き上げ（減税）

5-3. 給与所得控除額の引き下げ（増税）

【参考】

上記改正まとめ



5-4. 所得金額調整控除（子ども等）の創設

給与所得控除額の10万円引き下げ（増税）により、影響を受ける給与収入850万円超の方でも、子育て世代や特別障害者の被扶養者については、負担増が生じないようにするため、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」が創設されました。

▼前ページの表を転載

給与等の収入金額	給与控除額	控除の増減
162.5万円以下	(改正前) 65万円 (改正後) 55万円	増税 一律10万円 給与所得控除が 引き下げられます
162.5万円超 180万円以下	(改正前) 収入×40% (改正後) - 10万円	
180万円超 360万円以下	(改正前) 収入×30% (改正後) + 8万円	
360万円超 660万円以下	(改正前) 収入×20% (改正後) + 44万円	
660万円超 850万円以下	(改正前) 収入×10% (改正後) + 110万円	
850万円超 1,000万円以下	(改正前) 収入×10% + 120万円 (改正後) 195万円	増税 10~25万円 給与所得控除が 引き下げられます
1,000万円超	(改正前) 220万円 (改正後) 195万円	

こちらは対象外

控除額が10万円引き下げられますが、基礎控除の10万円引き上げと合わせると、(控除額の増減が相殺され)負担増とはなりませんので、所得金額調整控除(子ども等)の対象外です。

こちらが対象

控除額の引き下げが10万円超となるので、こちらが対象となります。

給与等の収入金額	改正による給与所得控除の増分	所得金額調整控除(子ども等)
850万円超 1,000万円以下	0~25万円増	(収入金額-850万円)×10%
1,000万円超	25万円増	15万円

基礎控除

5-2. 基礎控除額の引き上げ(減税)

給与控除

5-3. 給与所得控除額の引き下げ(増税)

調整控除

5-4. 所得金額調整控除(子ども等)の創設

【参考】

上記改正まとめ



5-5. 配偶者控除、扶養控除などの合計所得金額要件の見直し

給与所得控除が 10 万円引き下げられる改正に伴い、各種所得控除を受けるための合計所得金額についても、一律 10 万円引き上げされました。

■給与所得控除の 10 万円引き上げが配偶者控除などに影響を及ぼさないようにするためです

給与所得控除が 10 万円引き下げになっていますので、改正前の合計所得金額要件のままだと、いわゆる「103 万円の壁」に影響が出ます。

(例) 配偶者控除、扶養控除

- ・【令和元年】：(給与収入 103 万円) - (給与所得控除額 65 万円) = 所得 38 万円
- ・【令和 2 年】：(給与収入 103 万円) - (給与所得控除額 **55 万円**) = 所得 48 万円

→同一生計配偶者、扶養親族が各種所得控除を受けるための合計所得金額は改正前 38 万円以下です。令和 2 年では、合計所得金額要件を 48 万円以下に変更することで、「103 万円の壁」は、「103 万円」の壁のままとなります。

	各種所得控除を受けるための合計所得金額（給与収入）	
	改正前（～令和元年分）	改正後（令和 2 年分～）
同一生計配偶者、 扶養親族	38 万円以下（年収 103 万円以下）	48 万円以下（年収 103 万円以下）
源泉控除対象配偶者	85 万円以下（年収 150 万円以下）	95 万円以下（年収 150 万円以下）
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	38 万円超 123 万円以下 （年収：103 万円超 201.6 万円以下）	48 万円超 133 万円以下 （年収：103 万円超 201.6 万円以下）
勤労学生	65 万円以下（年収 103 万円以下）	75 万円以下（年収 103 万円以下）

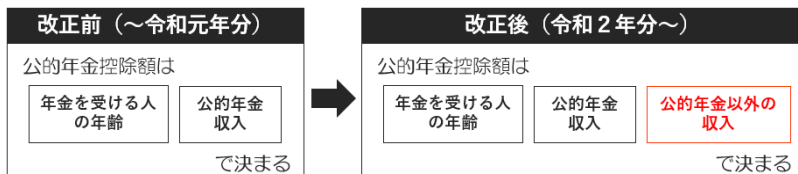
※上表のとおり、年収ベースでは昨年から変更ありません。

5-6. 公的年金控除額の引き下げ（増税）

公的年金控除額が引き下げられるとともに、新たに上限が設けられました。

（公的年金等の収入が 1,000 万円を超える場合に上限となります。）

また、従来の公的年金等控除額は公的年金等の収入のみで判定していましたが、令和 2 年分以降はそれ以外の収入の多寡により控除額が変動するようになりました。



公的年金等の収入が 300 万円、65 歳未満の場合の例

公的年金等の収入金額	公的年金等以外の合計所得金額	改正前（～令和元年分）控除額
300 万円	1,000 万円以下	1,125,000 円（収入金額×25% + 37.5 万円）
	1,000 万円超 2,000 万円以下	
	2,000 万円超	



公的年金等の収入金額	公的年金等以外の合計所得金額	改正後（令和 2 年分）控除額
300 万円	1,000 万円以下	1,025,000 円（収入金額×25% + 27.5 万円）
	1,000 万円超 2,000 万円以下	925,000 円（収入金額×25% + 17.5 万円）
	2,000 万円超	825,000 円（収入金額×25% + 7.5 万円）

上表の年金収入 300 万円（65 歳未満）を例にしたケースのとおり、従来は公的年金等以外の合計所得により公的年金控除額が変わることがありませんでしたが、令和 2 年分からは 10 万円ずつ控除額が減額されます。

▼公的年金等に係る雑所得の速算表(令和 2 年分以後)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm>

5-7. 所得金額調整控除（年金等）の創設

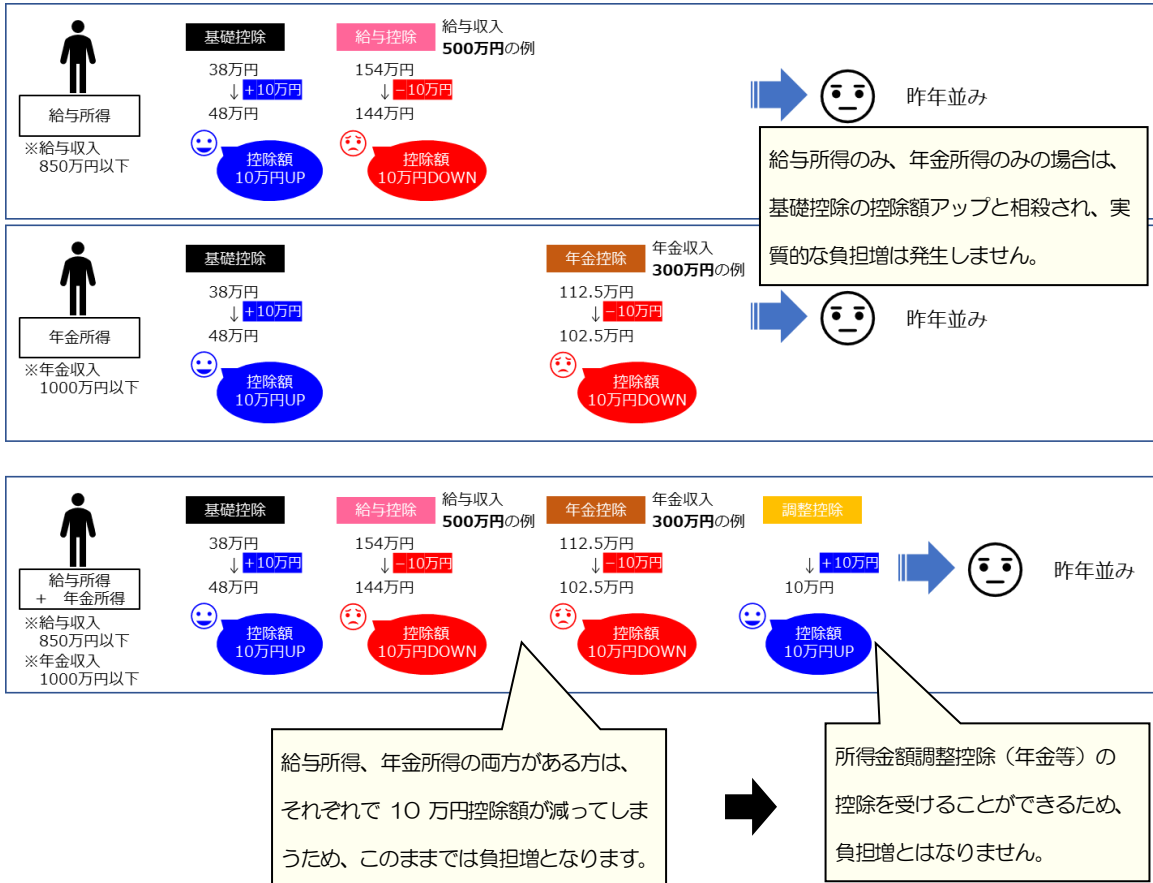
給与所得と年金所得の両方がある方は、給与所得と年金所得のそれぞれで控除額が 10 万円ずつ引き上げられるため、どちらか一方がある方と比べ負担増となります。

この負担増が生じないようにするため、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」が創設されました。

【適用条件】 給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者（10 万円超）

【控除額】 最大 10 万円

▼イメージ図



5-8 ひとり親控除の創設と寡婦(寡夫)控除の見直し

「ひとり親控除」が創設され、婚姻歴や性別にかかわらず、同一生計の子（総所得金額等 48 万円以下）を有し、かつ本人の合計所得金額が 500 万円以下の単身者は、35 万円の所得控除を受けることができるようになりました。

控除額（令和 2 年）	対象	控除の増減
（新設） ひとり親控除 35 万円	寡夫控除を受けていた人	27 万円→35 万円
	特別の寡婦控除を受けていた人	35 万円→35 万円
	上記以外の未婚のひとり親 (同一生計の子がいる、所得 500 万円以下、事実婚なし)	対象外→35 万円
（従来制度） 寡婦控除 27 万円	上記以外で寡婦控除を受けていた人（所得 500 万円以下） (夫と死別して、扶養親族がいない人) (夫と死別・離婚して、子以外の扶養親族がいる人)	27 万円→27 万円
控除対象外	上記以外で寡婦控除を受けていた人（所得 500 万円超） (夫と死別・離婚して、扶養親族がいる人)	27 万円→対象外

6. 様式の変更内容

システムで対応している帳票に関して、以下の帳票に変更がありました。(主なもののみを記載)

6-1. 確定申告書 第一表

改正に伴い、区分の追加等がありました。

	<p>1 性別欄を削除</p>
	<p>2 区分を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与(収入金額) ……………所得金額調整控除に該当する場合に記入します 配偶者控除(区分2)、扶養控除 ……………国外居住親族の場合に記入します 住宅借入金(区分2) 年末調整で控除を受けている場合に記入します
	<p>3 雑(業務)欄を追加</p> <p>雑所得の計算等の見直し(本来の事業ではない事業規模に満たない継続した取引(サラリーマンの副業等)に対する所得の計算が変わります)により、追加されました。</p>
	<p>4 ひとり親控除を追加</p>
	<p>5 公的年金以外の合計所得金額欄を追加</p>

6-2. 確定申告書 第二表

改正に伴い、区分の追加等がありました。

	<p>1 種目欄を分離</p>
	<p>2 所得の種類を固定化</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得の種類を固定化 「種目・所得の生ずる場所」欄削除 「雑所得(公的年金等以外)」、「総合課税の配当所得」が記載不要に
	<p>3 保険料控除のレイアウト変更</p> <p>年末調整以外の保険料欄を追加</p>

<p>4 本人に関する事項のレイアウト変更</p> <p>5 医療費に関する事項の削除 支払医療費、保険金で補填される金額が記載不要になりました</p> <p>6 配偶者・親族に関する事項のレイアウト変更 「配偶者」「扶養控除」「(住民税欄への)16歳未満の扶養親族」に表が分かれていましたが、「配偶者や親族に関する事項」欄として統合されたレイアウトになりました</p>	<p>4 本人に関する事項のレイアウト変更</p> <p>5 医療費に関する事項の削除 支払医療費、保険金で補填される金額が記載不要になりました</p> <p>6 配偶者・親族に関する事項のレイアウト変更 「配偶者」「扶養控除」「(住民税欄への)16歳未満の扶養親族」に表が分かれていましたが、「配偶者や親族に関する事項」欄として統合されたレイアウトになりました</p>
---	--

6-3. 確定申告書 第三表

分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項欄等が、削除されました。

<p>○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額</p> <p>○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項 項目・所得の生ずる場所 収入金額 配当所得に係る負債の利子 差引金額</p> <p>○ 退職所得に関する事項 所得の生ずる場所 収入金額 退職所得控除額</p>	<p>この部分が削除されました</p> <p>○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額</p> <p>○ 退職所得に関する事項 収入金額 退職所得控除額</p>
--	--

6-4. 確定申告書 第四表

「分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額」、「上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税の合計額」欄が追加されました。

<p>F 先物取引</p> <p>⑯ 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額 円</p> <p>⑰ 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 円</p> <p>⑱ 特別適用条文</p>
--

6-5. 確定申告書 第五表、更正の請求書

第一表の変更に合わせて、雑(業務)欄等が追加されました。

6-6. 青色申告決算書、収支内訳書

青色申告決算書の3・4ページ、収支内訳書の2ページ目の右上にも整理番号が追加され、全ページに整理番号を記載するようになりました。

<p>整理番号: FA3050</p> <p>分の総合計 ① 事業等 ② 本年分の必要経費算入額 ③ × ④</p> <p>未償却残高 ⑤ (期末残高)</p>
--

<p>整理番号: FA7050</p> <p>所在地</p> <p>仕入金額</p>
--

7. 連動対象アプリケーション

連動対象アプリケーションは下表のとおりです。(昨年から変更ありません。)

青色申告決算書/収支内訳書 取り込み	財務 R4 (会計、Professional、Basic、Lite、Lite for IKX)
減価償却費計算書 取り込み	減価償却 R4、減価償却応援 R4
所得 取り込み	報酬請求 R4

以上、よろしくお願いたします。